Ⅳ　水産業の部

1　漁業構造

解説

ここには、「2023 年漁業センサス」の海面漁業調査（漁業経営体調査）の結果から、漁業経営体、漁船及び漁業就業者に関する統計を掲載した。

(1)　2023 年漁業センサス 海面漁業調査（漁業経営体調査）の概要

ア　調査の目的

海面漁業調査（漁業経営体調査）は、我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ　調査の対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条第 1 項（調査期日時点）(注)の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

注：漁業法改正により、令和６年３月現在は、第 138 条第５項

ウ　調査期日

令和５年 11 月 1 日現在

エ　調査方法

農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象の実施系統で行い、統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

(2)　用語の定義

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根湖、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
漁業経営体	過去１年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去 1 年間における漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。

個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号、以下「水協法」という。）に基づき設立された漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。
漁業生産組合	水協法第２条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
漁船	過去１年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほか付属船を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しのできる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に１台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち１隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
販売金額１位の漁業種類	過去１年間に行った全ての漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。

営んだ漁業種類	漁業経営体が過去１年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	過去１年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
出荷先	過去１年間に漁獲物・収獲物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁業協同組合以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商及び生協等へ出荷している場合をいう。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷している場合をいう。
消費者に直接販売	消費者に直接販売している場合をいう。
その他	上記以外のものをいう。
個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去１年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。
第１種兼業	個人経営体（世帯）として、過去１年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第２種兼業	個人経営体（世帯）として、過去１年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
漁業就業者	満 15 歳以上で過去 1 年間に漁業の海上作業に年間 30 日以上に従事した者をいう。

漁業従事役員	団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外のものをいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。